

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 川惣会

身体拘束等適正化のための指針

1. 目的

当法人では、人権擁護の観点や身体拘束がもたらす結果の重大性に鑑み、法人として身体拘束廃止を目標とした取り組みを行うものとする。施設利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく役職員一人ひとりが身体的・精神的苦痛を理解し、拘束廃止並びに虐待防止に向けた意識を持ち、その人らしい生活が送れるよう身体拘束をしないケアの実施に努める事を目的とする。

2. 基本方針

(1) 身体拘束等の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及び、その他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

緊急やむを得ない場合とは、直ちに本人または他の利用者の身体や生命に危険が及ぶ事が散見される際に、安全管理委員会（身体拘束廃止委員）を中心として十分に拘束の是非を検討し、その人らしい生活を送れるよう配慮するものとする。

(3) 研修の実施

1. 従業者に対し定期的な教育や研修の実施
2. 事例検討などを基にした教育や研修の実施

(4) 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

当法人では、身体拘束廃止へ向けて安全管理委員会（身体拘束廃止委員）を設置している。

1. 設置目的

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

2. 安全管理委員会（身体拘束廃止委員）の開催

- ・安全管理委員会（身体拘束廃止委員）を3ヶ月に1回（6月・9月12月・3月）に実施し、身体拘束の適正化に向けた検討を実施

- ・緊急やむを得ない身体拘束等の可否については随時、安全管理委員会（身体拘束廃止委員）を実施
3. 安全管理委員会（身体拘束廃止委員）の構成
- ・理事長を委員長とし、安全管理委員会（身体拘束廃止委員）が中心となり委員会を開催する。

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束等を行わない事が原則であるが、緊急やむを得ない場合については身体拘束3要件をすべて満たした場合に、安全管理委員会（身体拘束廃止委員）にて検討会を実施し、利用者・家族に対して同意を得て限定的に行うものとする。

<身体拘束3要件>

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

<本人及び家族への説明・同意>

身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期限等を詳細に説明し、十分な理解を得たうえで「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求めるものとする。

<身体拘束の解除>

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを常に観察し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除する。

<身体拘束に関する記録の整備>

緊急やむを得ない理由から身体拘束を行った場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項について記録する。

4. 指針の閲覧について

この指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう当法人のホームページにて公表する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。